

【共通】第 1 章総則 第 1 節一般事項	誤記修正	P. 1 章-5
現 行	改 訂	
<p>共 - 1 - 1 - 1 - 6 施工計画書</p> <p>1 受注者は、工事着手する 15 日前までに工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、施工手順や工法等は、当該施設管理者との協議に適合したものとする。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>この場合、受注者は、施工計画書に設計図書に定める事項を記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合は、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p>	<p>共 - 1 - 1 - 1 - 6 施工計画書</p> <p>1 受注者は、工事着手する 15 日前までに工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、<u>下水道施設機械・電気設備工事並びに下水道施設建築機械・建築電気設備工事における施工計画書の提出期限は下-2-1-3-2 並びに下-3-1-3-2 による。</u>なお、施工手順や工法等は、当該施設管理者との協議に適合したものとする。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>この場合、受注者は、施工計画書に設計図書に定める事項を記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合は、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p>	

【共通】第1章総則 第1節一般事項	誤記修正	P. 1章-9
現 行	改 訂	
<p>共 - 1 - 1 - 1 - 15 支給品</p> <p>8 受注者は、支給品を他の工事 (共 - 1 - 1 - 2 - 1第2項の規定による。) に流用してはならない。</p>	<p>共 - 1 - 1 - 1 - 15 支給品</p> <p>8 受注者は、支給品を他の工事に流用してはならない。</p>	

【共通】第 1 章総則 第 1 節一般事項	工事請負契約書の改正に伴う修正	P. 1 章-15
現 行	改 訂	
<p>共 - 1 - 1 - 1 - 28 不可抗力による損害</p> <p>3 契約書第 30 条第 2 項に規定する「<u>乙</u>が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 27 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p>	<p>共 - 1 - 1 - 1 - 28 不可抗力による損害</p> <p>3 契約書第 30 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 27 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p>	

【共通】第1章総則 第1節一般事項	誤記修正	P. 1章-17
現 行	改 訂	
<p>共 - 1 - 1 - 1 - 3 2 保険の付保及び事故の補償</p> <p>8 第6項に規定する受注者は、工事完成日までに、共済証紙購入・貼付枚数最終報告書、<u>建設業退職金共済制度加入調査票及び完成工事の共済証紙購入・貼付枚数調査票</u>を所定様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>共 - 1 - 1 - 1 - 3 2 保険の付保及び事故の補償</p> <p>8 第6項に規定する受注者は、工事完成日までに、共済証紙購入・貼付枚数最終報告書<u>及び</u>建設業退職金共済制度加入調査<u>表</u>を所定様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>	

【共通】第 1 章総則 第 2 節施工体制	工事請負契約書の改正に伴う見直し	P. 1 章-19
現 行	改 訂	
<p>共 - 1 - 1 - 2 - 1 現場代理人及び主任技術者(または監理技術者)等</p> <p>6 受注者は、契約書第 11 条第 2 項の規定に基づき、現場代理人を工事現場に常駐させてその運営、取締りを行わせ、工事現場の管理にあたらせなければならない。この場合において、工事現場に常駐とは、特別の理由がある場合を除き常に施工作业中の当該工事現場に滞在していることをいう。</p>	<p>共 - 1 - 1 - 2 - 1 現場代理人及び主任技術者(または監理技術者)等</p> <p>6 受注者は、契約書第 11 条第 2 項の規定に基づき、現場代理人を工事現場に常駐させてその運営、取締りを行わせ、工事現場の管理にあたらせなければならない。この場合において、工事現場に常駐とは、特別の理由がある場合を除き常に施工作业中の当該工事現場に滞在していることをいう。<u>ただし、契約書第 11 条第 3 項の規定による場合は、この限りでない。</u></p>	

【共通】第 1 章総則 第 5 節検査等、立会及び工事請負代金等の請求	誤記修正	P. 1 章・38
現 行	改 訂	
<p>共 - 1 - 1 - 5 - 7 中間技術検査 中間技術検査は、本市の定める請負工事中間技術検査細則第 4 条第 2 項に規定する工事に行うものとし、共 - 1 - 1 - 5 - 2 工事検査に係る共通事項第 1 項、第 3 項及び第 5 項の各規定を準用する。</p>	<p>共 - 1 - 1 - 5 - 7 中間技術検査 中間技術検査は、本市の定める請負工事中間技術検査細則第 4 条第 2 項に規定する工事に行うものとし、共 - 1 - 1 - 5 - 2 工事検査に係る共通事項第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項の各規定を準用する。</p>	

現 行	改 訂
-----	-----

共 - 1 - 2 - 2 - 6 セメント及び混和材料
2 セメント

(3) 普通ポルトランドセメント品質は、表 2 - 2 - 26 の規格に適合するものとする。

表 2 - 2 - 26 普通ポルトランドセメントの品質

品 質		種 類	普通ポルトランドセメント
密 度	cm ³ /g ^[注]		—
比表面積	cm ² /g		2,500 以上
凝 結	始発 min		60 以上
	終結 h		10 以下
安 定 性	パット法		良
	ルシャテリエ法 mm		10 以下
	3d		12.5 以上
	7d		22.5 以上
水 和 熱 J/g	7d		— ^[注]
	28d		— ^[注]
化 学 成 分 %	酸化マグネシウム		5.0 以下
	三酸化硫黄		3.5 以下
	強熱減量		5.0 以下
	全アルカリ (Na o e q)		0.75 以下
	塩化物イオン		0.035 以下

[注] 測定値を報告する。

共 - 1 - 2 - 2 - 6 セメント及び混和材料
2 セメント

(3) 普通ポルトランドセメント品質は、表 2 - 2 - 26 の規格に適合するものとする。

表 2 - 2 - 26 普通ポルトランドセメントの品質

品 質		種 類	普通ポルトランドセメント
密 度	cm ³ /g ^[注]		—
比表面積	cm ² /g		2,500 以上
凝 結	始発 min		60 以上
	終結 h		10 以下
安 定 性	パット法		良
	ルシャテリエ法 mm		10 以下
圧縮強さ N/mm ²	3d		12.5 以上
	7d		22.5 以上
	28d		42.5 以上
水 和 熱 J/g	7d		— ^[注]
	28d		— ^[注]
化 学 成 分 %	酸化マグネシウム		5.0 以下
	三酸化硫黄		3.5 以下
	強熱減量		5.0 以下
	全アルカリ (Na o e q)		0.75 以下
	塩化物イオン		0.035 以下

[注] 測定値を報告する。

【共通】第 2 章総則 第 3 節下水道施設土木工事材料	誤記修正	P. 2 章・35
現 行	改 訂	
<p>共 - 1 - 2 - 3 - 5 再生砂</p> <p><u>4</u> 再生砂は、設計図書の定めに基づき、埋戻し材料（管基礎及びます設置工の砂基礎等）に使用するものとする。</p> <p><u>5</u> 再生砂の規格については、共 - 1 - 2 - 2 - 2 石及び砂第 8 項の規定によるものとする。</p>	<p>共 - 1 - 2 - 3 - 5 再生砂</p> <p><u>1</u> 再生砂は、設計図書の定めに基づき、埋戻し材料（管基礎及びます設置工の砂基礎等）に使用するものとする。</p> <p><u>2</u> 再生砂の規格については、共 - 1 - 2 - 2 - 2 石及び砂第 8 項の規定によるものとする。</p>	

工事請負共通仕様書（平成23年3月）の一部改訂

【共通】添付資料 1 提出書類の様式(1) 着事前					誤記修正		P. 添1(1)-2						
現 行						改 訂							
①工事着事前の提出書類						①工事着事前の提出書類							
番号	書類名	提出部数	様式	内 容	提出先	提出期限	番号	書類名	提出部数	様式	内 容	提出先	提出期限
14	施工体制台帳	3	1-13 1-14	共通仕様書 共-1-1-2-3の規定による。下請負契約金額の総額(税込)が3,000万円以上(建築一式では4,500万円以上)の場合作成する。	監督事業所	下請契約締結後10日以内(変更)については変更後10日以内	14	施工体制台帳	3	1-13 1-14	共通仕様書 共-1-1-2-3の規定による。下請負契約金額の総額(税込)が3,000万円以上(建築一式では4,500万円以上)の場合作成する。	監督事業所	下請契約締結後10日以内(変更)については変更後10日以内
15	建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(変更届)(再下請負通知書)	3	1-15	下請業者(一次下請以降)が再下請負を行う場合、施工体制台帳と併せて提出する。	〃	〃	15	建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(変更届)(再下請負通知書)	3	1-15	下請業者(一次下請以降)が再下請負を行う場合、施工体制台帳と併せて提出する。	〃	〃
16	施工体系図	3	1-16 1-17	下請負契約金額の総額(税込)が3,000万円以上(建築一式では4,500万円以上)の場合作成する。	〃	〃	16	施工体系図	3	1-16 1-17	下請負契約金額の総額(税込)が3,000万円以上(建築一式では4,500万円以上)の場合作成する。	〃	〃
17	工事担当技術者台帳	3	1-18	下請総額にかかわらず作成する。施工体系図と同じ配列とし、添付する写真は、カラー写真にて顔が明確に判別できるもの。	〃	〃	17	工事担当技術者台帳	3	1-18	下請総額にかかわらず作成する。施工体系図と同じ配列とし添付する写真は、カラー写真にて顔が明確に判別できるもの。	〃	〃
18	(工事实績情報サービス(CORINS))登録のための確認のお願い	1	指定	共通仕様書 共-1-1-1-7による。登録機関指定様式のダウンロードしたものを提出し、監督職員の確認を受ける。	〃	契約締結後10日以内(土・日・祝日等を除く)	18	(工事实績情報サービス(CORINS))登録のための確認のお願い	1	指定	共通仕様書 共-1-1-1-7による。登録機関指定様式のダウンロードしたものを提出し、監督職員の確認を受ける。	〃	契約締結後10日以内(土・日・祝日等を除く)
19	(工事实績情報サービス(CORINS))登録内容確認書	1	指定	登録後、登録機関指定様式のダウンロードしたものを提出する。〃	〃	契約締結後10日以内(土・日・祝日等を除く)	19	(工事实績情報サービス(CORINS))登録内容確認書	1	指定	登録後、登録機関指定様式のダウンロードしたものを提出する。〃	〃	契約締結後10日以内(土・日・祝日等を除く)
20	緊急連絡先通知書	3	1-9	緊急時における連絡先を作成し提出する。	〃	契約締結後21日以内(変更)については変更後10日以内	20	緊急連絡先通知書	3	1-19	緊急時における連絡先を作成し提出する。	〃	契約締結後21日以内(変更)については変更後10日以内
21	共済証紙購入枚数説明書 建設業退職金共済組合の掛金収納書	3	1-20 1-21	共通仕様書 共-1-1-132による。	〃	契約締結後1か月以内(変更)については変更後10日以内	21	共済証紙購入枚数説明書 建設業退職金共済組合の掛金収納書	3	1-20 1-21	共通仕様書 共-1-1-1-32による。	〃	契約締結後1か月以内(変更)については変更後10日以内
22	施工計画書(道路・河川工用) 施工計画書(下水道工用)	4部以内 別途指示	自由 指定	共通仕様書 共-1-1-1-6による。 共通仕様書 共-1-1-1-6及び下-1-1-3-2による。	〃	工事施工前15日まで	22	施工計画書(道路・河川土木工用) 施工計画書(下水道土木・建築工用) 機器製作計画書 施工計画書(下水道機械・電気、建築機械・建築電気工用)	4部以内 別途指示 必要部数	自由 指定 指定	共通仕様書 共-1-1-1-6による。 共通仕様書 共-1-1-1-6及び下-1-1-3-2による。 共通仕様書 共-1-1-1-6及び下-2-1-3-2、下-3-1-3-2による。	〃	工事施工前15日まで 機器製作計画書は契約締結後21日以内 施工計画書は現場工事着手の30日前迄
23	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	2	様式有	添付資料 23を参考とする。	〃	〃	23	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	2	様式有	添付資料 23を参考とする。	〃	〃
24	工事打合せ書(道路・河川工用) 打合せ記録書(下水道工用)	2	1-22-1 1-22-2	発注者と受注者との間で、指示・通知・協議・承諾・報告・提出等を取り交わす書面。	〃	打合せの都度	24	工事打合せ書(道路・河川工用) 打合せ記録書(下水道工用)	2	1-22-1 1-22-2	発注者と受注者との間で、指示・通知・協議・承諾・報告・提出等を取り交わす書面。	〃	打合せの都度
25	現場立会書(道路・河川工用)	2	1-23	箇所指定のない工事で、現場立会で箇所決定したものを提出する。	〃	現場立会后速やかに	25	現場立会書(道路・河川工用)	2	1-23	箇所指定のない工事で、現場立会で箇所決定したものを提出する。	〃	現場立会后速やかに
26	鋼桁製品等の製作要領書(道路・河川工用)	2	自由	箇所指定のない工事で、現場立会で箇所決定したものを提出する。	〃	現場立会后速やかに	26	鋼桁製品等の製作要領書(道路・河川工用)	2	自由	箇所指定のない工事で、現場立会で箇所決定したものを提出する。	〃	現場立会后速やかに

工事請負共通仕様書（平成 23 年 3 月）の一部改訂

【共通】添付資料 1 提出書類の様式 (1) 着手前				組織改正に伴う修正			P. 添1(1)-3						
現 行						改 訂							
①工事着手前の提出書類						①工事着手前の提出書類							
番号	書類名	提出部数	様式	内 容	提出先	提出期限	番号	書類名	提出部数	様式	内 容	提出先	提出期限
27	鋼桁等の架設要領書 (道路・河川工事用)	2	自由	鋼桁等の架設工法についてその要領を詳細記載すること。これは施工計画書を含む場合もある。	監督事業所	事前確認を受ける時	27	鋼桁等の架設要領書 (道路・河川工事用)	2	自由	鋼桁等の架設工法についてその要領を詳細に記載すること。これは施工計画書を含む場合もある。	監督事業所	事前確認を受ける時
28	工事使用材料一覧表	2	1-24	共通仕様書 共-1-2-1-2による。	〃	事前承諾を受ける時	28	工事使用材料一覧表	2	1-24	共通仕様書 共-1-2-1-2による。	〃	事前承諾を受ける時
29	使用材料承諾願 (道路・河川工事用)	2 3 歌集	1-25 1-26	〃	〃	〃	29	使用材料承諾願 (道路・河川工事用)	2 3 歌集	1-25 1-26	〃	〃	〃
	使用材料品質等証明書 (下水道工事用)	2	1-27	〃	〃	〃		使用材料品質等証明書(下水道工事用)	2	1-27	〃	〃	〃
30	承諾願 (道路・河川工事用)	3	1-28	設計図書に基づき施工(製作)するために提出する。なお、詳細図面を添付すること。	〃	〃	30	承諾願 (道路・河川工事用)	3	1-28	設計図書に基づき施工(製作)するために提出する。なお、詳細図面を添付すること。	〃	〃
31	施工承諾願 (道路・河川工事用)	3	1-29	受注者の理由により、施工方を変更する場合、施工前に提出する。	〃	〃	31	施工承諾願 (道路・河川工事用)	3	1-29	受注者の理由により、施工方法を変更する場合、施工前に提出する。	〃	〃
32	各種事前調査資料	1	自由	監督職員が必要と認めて指示したもの及び設計図書で施工前の事前調査事項として提出を指示しているもの。	〃	調査完了後速やかに	32	各種事前調査資料	1	自由	監督職員が必要と認めて指示したもの及び設計図書で施工前の事前調査事項として提出を指示しているもの。	〃	調査完了後速やかに
33	酸素欠乏症等危険作業計画書		指定	添付資料 14参照。施工計画書に添付する。	〃	監督職員の指示による	33	酸素欠乏症等危険作業計画書		指定	添付資料 14参照。施工計画書に添付する。	〃	監督職員の指示による
34	工事等前払金申請書	1	指定	大阪市HP参照 (設計主管課が、道路部の場合)	道路部事業調整担当		34	工事等前払金申請書	1	指定	大阪市HP参照 (設計主管課が、道路部の場合)	道路部調整課	
				大阪市HP参照 (設計主管課が、管理部 放置自転車施策担当 の場合)	管理部 放置自転車施策担当						大阪市HP参照 (設計主管課が、管理部 自転車対策課(自転車施策担当) の場合)	管理部 自転車対策課(自転車施策担当)	
				大阪市HP参照 (設計主管課が、下水道河川部の場合)	下水道河川部事業調整担当						大阪市HP参照 (設計主管課が、下水道河川部の場合)	下水道河川部調整課	

【共通】添付資料 1 提出書類の様式 (2) 施工時					誤記修正		P. 添1(2)-2						
現 行						改 訂							
(2)工事施工時の提出書類						(2)工事施工時の提出書類							
番号	書類名	提出部数	様式番号	内 容	提出先	提出期限	番号	書類名	提出部数	様式番号	内 容	提出先	提出期限
16	事故報告書	監督指示	指定	共通仕様書 共-1-1-1-21により措置をした後、監督職員の指示により資料を作成し提出する。 添付資料 35による。	監督事業所	事故発生後速やかに	16	事故報告書	監督指示	指定	共通仕様書 共-1-1-1-21により措置をした後、監督職員の指示により資料を作成し提出する。 添付資料 35による。	監督事業所	事故発生後速やかに
17	建設工事事故データベース	監督指示	指定	共通仕様書 共-1-1-1-21により監督職員の指示により資料を作成し提出する。 添付資料 36による。	〃	措置後速やかに	17	建設工事事故データベース	監督指示	指定	共通仕様書 共-1-1-1-21により監督職員の指示により資料を作成し提出する。 添付資料 36による。	〃	措置後速やかに
18	設計変更協議書	1	2-15-1	設計変更実施を必要とする設計変更事項が生じた場合協議資料を添付し提出する。	〃	設計変更の必要が判明次第速やかに	18	設計変更協議書	1	2-15-1	設計変更実施を必要とする設計変更事項が生じた場合協議資料を添付し提出する。	〃	設計変更の必要が判明次第速やかに
	設計変更履歴一覧表	1	2-15-2	設計変更協議時に履歴を作成し設計変更協議書に添付する。	〃	作成後速やかに		設計変更履歴一覧表	1	2-15-2	設計変更協議時に履歴を作成し設計変更協議書に添付する。	〃	作成後速やかに
	設計変更承諾書	1	2-15-3	監督担当から設計変更実施指示書で指示のあった内容の承諾を行う。	〃	承諾後速やかに		設計変更承諾書	1	2-15-3	監督担当から設計変更実施指示書で指示のあった内容の承諾を行う。	〃	承諾後速やかに
19	工期変更協議書	1	2-16	工事の実施にあたり、やむを得ない事情により、工期内に工事を完成することができなくなった場合。	〃	延期の必要が生じた場合ただちに	19	工期変更協議書	1	2-16	工事の実施にあたり、やむを得ない事情により、工期内に工事を完成することができなくなった場合。	〃	延期の必要が生じた場合ただちに
20	(工事実績情報サービス (CORINS)) 登録のための確認のお願い	1	指定	共通仕様書 共-1-1-1-7による。変更・訂正時に登録機関指定様式のダウンロードしたものを提出し、監督職員の確認を受ける。	〃	変更・訂正時に各事実発生日から10日以内 (土・日・祝日等を除く)	20	(工事実績情報サービス (CORINS)) 登録のための確認のお願い	1	指定	共通仕様書 共-1-1-1-7による。変更・訂正時に登録機関指定様式のダウンロードしたものを提出し、監督職員の確認を受ける。	〃	変更・訂正時に各事実発生日から10日以内 (土・日・祝日等を除く)
21	(工事実績情報サービス (CORINS)) 登録内容確認書	1	指定	登録の都度、登録機関指定様式のダウンロードしたものを提出する。	〃	変更・訂正時に各事実発生日から10日以内 (土・日・祝日等を除く)	21	(工事実績情報サービス (CORINS)) 登録内容確認書	1	指定	登録の都度、登録機関指定様式のダウンロードしたものを提出する。	〃	変更・訂正時に各事実発生日から10日以内 (土・日・祝日等を除く)
22	安全訓練実施報告書	1	2-17	共通仕様書 共-1-1-4-3による。	〃	翌月の5日まで	22	安全訓練実施報告書	1	2-17	共通仕様書 共-1-1-4-3による。	〃	翌月の5日まで
23	工事履行遅延報告書	3	2-18-1	受注者の責に帰する理由により履行遅延が生じた場合。	〃		23	工事履行遅延報告書	3	2-18-1	受注者の責に帰する理由により履行遅延が生じた場合。	〃	
	履行遅延届兼工事続行願		2-18-2										
	誓約書		2-18-3										
	履行遅延理由書		2-18-4										
24	休日・夜間施工届出書	1	2-19	休日及び夜間に施工する場合、作成し提出する。	〃	休日・夜間施工前5日まで	24	休日・夜間施工届出書	1	2-19	共通仕様書 共-1-1-3-7による。 休日及び夜間に施工する場合、作成し提出する。	〃	休日・夜間施工前5日まで
25	休日・夜間施工実施報告書	1	2-20	〃	〃	休日・夜間施工後速やかに	25	休日・夜間施工実施報告書	1	2-20	〃	〃	休日・夜間施工後速やかに
26	休暇中の現場管理報告書	1	2-21	夏期休暇、年末年始等の休暇期間中の緊急連絡先を報告。	〃	休暇前5日まで	26	休暇中の現場管理報告書	1	2-21	共通仕様書 共-1-1-3-7による。 夏期休暇、年末年始等の休暇期間中の緊急連絡先を報告。	〃	監督職員の指示による

【共通】添付資料 1 提出書類の様式 (3) 完成時				様式の削除			P. 添 1(3)-1						
現 行							改 訂						
(③完成時の提出書類)							(③完成時の提出書類)						
番号	書 類 名	提出 部数	様式番号	内 容	提 出 先	提出期限	番号	書 類 名	提出 部数	様式番号	内 容	提 出 先	提出期限
1	工事完成取書	3	3-1	工事請負契約書第32条による。	監督事業所	工事完成日	1	工事完成取書	3	3-1	工事請負契約書第32条による。	監督事業所	工事完成日
2	工事部分完成通知書	3	3-2	工事請負契約書第40条による。	〃	工事部分完成日	2	工事部分完成通知書	3	3-2	工事請負契約書第40条による。	〃	工事部分完成日
3	部分払（第 回中間） 検査願	3	3-3	工事請負契約書第39条による。	〃	希望日の 14日前	3	部分払（第 回中間） 検査願	3	3-3	工事請負契約書第39条による。	〃	希望日の 14日前
4	工事部分完成通知書 部分払（第 回中間） 検査願	3	3-4	工事請負契約書第39、40条による。	〃	工事部分完成日	4	工事部分完成通知書 部分払（第 回中間） 検査願	3	3-4	工事請負契約書第39、40条による。	〃	工事部分完成日
5	工事出来高明細書 （道路・河川工用）	4	3-5	出来高の数量、金額を記入した もの。監督職員の指示による。	〃	工事完成日	5	工事出来高明細書 （道路・河川工用）	4	3-5	出来高部分の数量、金額を記入した もの。監督職員の指示による。	〃	工事完成日
6	〃 （第 回中間）	4	3-6	〃	〃	中間出来高基準日	6	〃 （第 回中間）	4	3-6	〃	〃	中出来高基準日
7	〃 （部分完成）	4	3-7	〃	〃	工事部分完成日	7	〃 （部分完成）	4	3-7	〃	〃	工事部分完成日
8	〃 （部分完成） （第 回中間）	4	3-8	〃	〃	〃	8	〃 （部分完成） （第 回中間）	4	3-8	〃	〃	〃
9	請負代金請求内訳書 （下水道工用）	2	3-9 3-10 3-11	工事請負契約書第33条による。	〃	〃	9	請負代金請求内訳書 （下水道工用）	2	3-9 3-10 3-11	工事請負契約書第33条による。	〃	〃
10	請求書	1	3-12	共通仕様書 共-1-1-5-8 による。	〃	工事目的物引渡し 書を監督職員へ提出し 受理されるとき	10	請求書	1	3-12	共通仕様書 共-1-1-5-8 による。	〃	工事目的物引渡し 書を監督職員へ提出し 受理されるとき
11	完成出来高図面 （道路・河川工用）	4		出来高部分の図面（工事出来高図） と出来高数量計算書を添付する。	〃	工事完成日	11	完成出来高図面 （道路・河川工用）	4		出来高部分の図面（工事出来高図） と出来高数量計算書を添付する。	〃	工事完成日
12	中間金出来高図面 （道路・河川工用）	4		〃	〃	中間出来高基準日	12	中間金出来高図面 （道路・河川工用）	4		〃	〃	中間出来高基準日
13	（工事実績情報サービス（CORINS） 登録のための確認の お願い	1	指定	共通仕様書 共-1-1-1-7 による。完成時に登録機関指定様 式のダウンロードしたものを提出 し、監督職員の確認を受ける。	〃	工事完成後 10日以内	13	（工事実績情報サービス（CORINS） 登録のための確認の お願い	1	指定	共通仕様書 共-1-1-1-7に よる。完成時に登録機関指定様 式のダウンロードしたものを提出 し、監督職員の確認を受ける。	〃	工事完成後 10日以内
14	（工事実績情報サービス（CORINS） 登録内容確認書	1	指定	登録後、登録機関指定様式のダウ ンロードしたものを提出する。	〃	印刷後速やかに	14	（工事実績情報サービス（CORINS） 登録内容確認書	1	指定	登録後、登録機関指定様式のダウ ンロードしたものを提出する。	〃	印刷後速やかに
15	共済証紙購入・ 貼付枚数最終報告書	3	3-13-1	共通仕様書 共-1-1-1-3 2による。	〃	工事完成日	15	共済証紙購入・ 貼付枚数最終報告書	3	3-13-1	共通仕様書 共-1-1-1-3 2による。	〃	工事完成日
	建設業退職金共済制 度加入調査表	1	3-13-2	〃	〃	〃		建設業退職金共済制 度加入調査表	1	3-13-2	〃	〃	〃
	完成工事の共済証紙 購入・貼付枚数調査票	1	3-13-3	〃	〃	〃							
16	再生資源利用実施書 再生資源利用促進実 施書	2	様式 有	添付資料 23を参考とする。	〃	再資源化等の完了 後速やかに	16	再生資源利用実施書 再生資源利用促進実 施書	2	様式 有	添付資料 23を参考とする。	〃	再資源化等の完了 後速やかに

【共通】添付資料 1 提出書類の様式 (3) 完成時				誤記修正			P. 添 1(3)-3						
現 行							改 訂						
(③完成時の提出書類)							(③完成時の提出書類)						
番号	書 類 名	提出部数	様式番号	内 容	提出先	提出期限	番号	書 類 名	提出部数	様式番号	内 容	提出先	提出期限
29	機械設備の完成図書 (道路・河川工用)	3	指定	共通仕様書(道路・河川工事)道-III-2-11-8による。	監督事業所	工事完成日	29	機械設備の完成図書 (道路・河川工用)	3	指定	共通仕様書(道路・河川工事)道-III-2-11-8による。	監督事業所	工事完成日
30	水道鉄蓋修正工事の確認書 (道路・河川工用)	4	3-25	道路工事等で水道施設の鉄蓋を修正(据え直し)した場合、その工事の完了の確認を水道局工事事務所で受けるものとする。	〃	〃	30	水道鉄蓋修正工事の確認書 (道路・河川工用)	4	3-25	道路工事等で水道施設の鉄蓋を修正(据え直し)した場合、その工事の完了の確認を水道局工事事務所で受けるものとする。	〃	〃
31	工事に伴う樹木移動確認書	3	指定	添付資料 15による。	〃	〃	31	工事に伴う樹木移動確認書	3	指定	添付資料 15による。	〃	〃
32	マイクロフィルム及び縮小原図 (道路・河川工用)	1	指定	添付資料 39による。	〃	〃	32	マイクロフィルム及び縮小原図 (道路・河川工用)	1	指定	添付資料 39による。	〃	〃
33	道路排水施設(縮小図) (道路・河川工用)	2	指定	添付資料 39 第3条5及び第11条による。	〃	〃	33	道路排水施設(縮小図) (道路・河川工用)	2	指定	添付資料 39 第3条5及び第11条による。	〃	〃
34	橋梁等完成図書作成要領 (道路・河川工用)	1	指定	添付資料 37による。	〃	〃	34	橋梁等完成図書作成要領 (道路・河川工用)	1	指定	添付資料 37による。	〃	〃
35	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	1	3-26 3-27 3-28	工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について提出する。	〃	〃	35	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	1	3-26 3-27 3-28	工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について提出する。	〃	〃
36	酸及び硫化水素濃度測定記録(写し)	1		添付資料 14参照。	〃	完了後速やかに	36	酸素及硫化水素濃度測定記録(写し)	1		添付資料 14参照。	〃	完了後速やかに
37	検査指示事項処置確認書	1	3-29	共通仕様書 共-1-1-5-2による。	〃	〃	37	検査指示事項処置確認書	1	3-29	共通仕様書 共-1-1-5-2による。	〃	〃
38	引渡し書	3	3-30	完成検査(合格)後または完成検査指摘事項は正完了後に提出 <u>できる</u> 。	〃	引渡しの必要が生じた時点で速やかに	38	引渡し書	3	3-30	完成検査(合格)後または完成検査指摘事項は正完了後に提出 <u>しなければならない</u> 。	〃	引渡しの必要が生じた時点で速やかに
39	部分引渡し書	3	3-31	設計図書指定部分の部分完成検査(合格)後または部分完成検査指摘事項は正完了後に提出 <u>できる</u> 。	〃	〃	39	部分引渡し書	3	3-31	設計図書指定部分の部分完成検査(合格)後または部分完成検査指摘事項は正完了後に提出 <u>しなければならない</u> 。	〃	〃

現 行

改 訂

様式3-13-3

工事名称	受注者	最終請負金額	工 期	証紙購入枚数	証紙貼付枚数	備 考

※共済証紙を購入していない場合は、その理由または加入退職金制度名称を備考欄に記入してください。

(削 除)

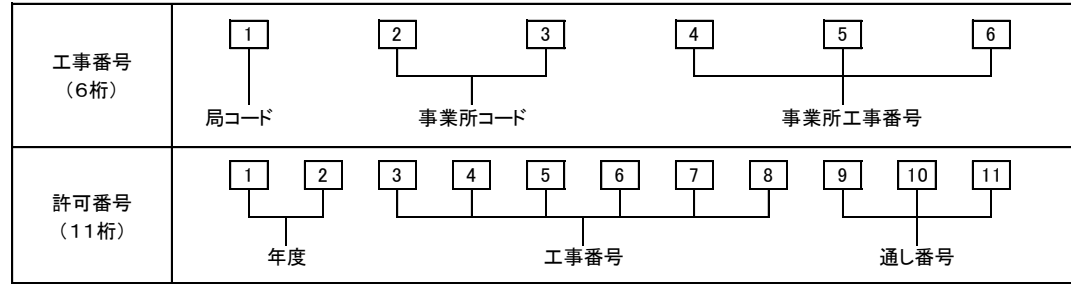
【共通】添付資料 2 工事請負契約書	工事請負契約書の改正に伴う修正	P. 添 2-1～13
現 行	改 訂	
<p style="text-align: center;">(別紙一 共 1-A 【H23. 9. 1 公告分以後適用】 のとおり) (別紙一 共 1-B 【H23. 11. 28 以後適用】 のとおり)</p>	<p style="text-align: center;">(別紙一 共 1-A 【H23. 9. 1 公告分以後適用】 のとおり) (別紙一 共 1-B 【H23. 11. 28 以後適用】 のとおり)</p>	

【共通】添付資料 6 占用工事实施基準	誤記修正（大阪市例規集との整合）	P. 添 6-3
現 行	改 訂	
<p>(工事現場の管理)</p> <p>10 占有者は、工事現場の管理について、次の各号に掲げるところによらなければならない。</p> <p>(8) 掘削土砂の積載及び運搬については、道路を汚損しないよう必要な措置を講じること。なお運搬するときは事前に掘削土砂運搬報告書を提出すること。</p>	<p>(工事現場の管理)</p> <p>10 占有者は、工事現場の管理について、次の各号に掲げるところによらなければならない。</p> <p>(8) 掘削土砂の積載及び運搬については、道路を汚損しないよう必要な措置を講じること。</p>	

【共通】添付資料 13 ポンプ操作を伴う請負工事等の連絡体制マニュアル（案）	組織改正等に伴う修正	P. 添 13-1～30
現 行	改 訂	
(別紙-共2のとおり)	(別紙-共2のとおり)	

現 行

コード体系

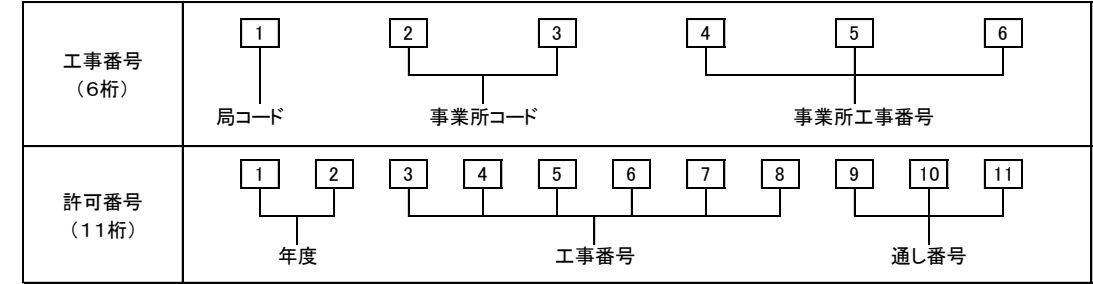


種別	番号	事業所名
局コード	2	建設局(道路・河川)
事業所 コード	01	管理部 東 工営所
	02	西 工営所
	03	中央 工営所
	04	南 工営所
	05	北 工営所
	06	東南 工営所
	07	西北 工営所
	09	道路部 設備担当
	11	道路部 橋梁担当
	12	下水道河川部 河川担当
	12	下水道河川部 河川管理事務所
	12	" (河川維持)
	14	道路部 建設担当
	17	道路部 鉄道交差担当
	20	管理部 技術監理担当
	25	その他

種別	番号	事業所名
局コード	3	建設局(下水)
事業所 コード	01	管渠課(大規模)
	02	処理場担当
	03	下水道設備担当
	10	東部下水道管理事務所(管理担当)
	11	東部下水道管理事務所(設備担当)
	12	中浜下水道センター担当
	12	田島下水道センター担当
	20	西部管理事務所(管理担当)
	21	西部管理事務所(設備担当)
	22	津守下水道センター担当
	23	市岡下水道センター担当
	30	南部下水道管理事務所(管理担当)
	31	南部下水道管理事務所(設備担当)
	32	住之江下水道センター担当
	33	中野下水道センター担当
	40	北部下水道管理事務所(管理担当)
	41	北部下水道管理事務所(設備担当)
	42	海老江下水道センター担当
	43	十八条下水道センター担当
	50	舞洲スラッジセンター担当

改 訂

コード体系



(H23年度から：H23.3.18申請分から)

種別	番号	事業所名
局コード	2	建設局(道路・河川部門)
	3	建設局(下水道部門)
事業所 コード	01	下水道河川部 下水道課(大規模管渠)
	02	下水道河川部 下水道課(処理場)
	03	下水道河川部 河川課
	04	管理部 工務課
	05	管理部 設備課
	06	道路部 道路課
	07	道路部 橋梁課
	08	道路部 街路課
	10	東部方面管理事務所 管理課
	11	東部方面管理事務所 設備課
	12	東部方面管理事務所 中浜工営所
	13	東部方面管理事務所 田島工営所
	20	西部方面管理事務所 管理課
	21	西部方面管理事務所 設備課
	22	西部方面管理事務所 津守工営所
	23	西部方面管理事務所 市岡工営所
	24	西部方面管理事務所 河川・渡船管理事務所
30	南部方面管理事務所 管理課	
31	南部方面管理事務所 設備課	
32	南部方面管理事務所 住之江工営所	
33	南部方面管理事務所 平野工営所	
40	北部方面管理事務所 管理課	
41	北部方面管理事務所 設備課	
42	北部方面管理事務所 海老江工営所	
43	北部方面管理事務所 十三工営所	
44	北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター	
50	その他	

(例：東部方面管理事務所 中浜工営所 監督分の場合)

	局コード	事業所コード
建設局(道路・河川) 発注分	2	1 2
建設局(下水) 発注分	3	1 2

【共通】添付資料 27 騒音・振動規制法及び大阪府条例による特定建設作業の届出	ホームページの運用変更（添付データの削除）	P. 中表紙～添 27-14
現 行	改 訂	
<p style="text-align: center;">27 騒音・振動規制法及び大阪府条例による 特定建設作業の届出</p>	<p style="text-align: center;">27 騒音・振動規制法及び大阪府条例による 特定建設作業の届出</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p style="margin: 0;">添付資料の <u>騒音規制法・振動規制法</u> <u>大阪府生活環境の保全等に関する条例</u> による <u>特定建設作業の届出と規制のあらまし</u> <u>は大阪市環境局ホームページを参照。</u></p> </div>	

【共通】添付資料 38 下水道工事電子納品作成要領	誤記修正	P. 添 38-1～64
現 行	改 訂	
(別紙-共3のとおり)	(別紙-共3のとおり)	